

公 示 日 : 2021 年 5 月 19 日

調達管理番号 : 21a00256

国 名 : マラウイ

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名 : マラウイ国市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト (ジェン
ダー主流化)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : ジェンダー主流化
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業 務 の 種 類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 7 月中旬から 2022 年 2 月下旬
- (2) 業務 M/M : 現地 3.00M/M、国内 0.80M/M、合計 3.80M/M
- (3) 業務日数 :
 - ・ 第 1 次 国内準備 4 日、現地業務 60 日、国内整理 4 日
 - ・ 第 2 次 国内準備 4 日、現地業務 30 日、国内整理 4 日本業務においては 2 回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 6 月 9 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021年6月29日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務	農村でのジェンダー主流化
対象国／類似地域	マラウイ／アフリカ諸国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

(1) プロジェクトの背景

農業・灌漑・水開発省(現農業省)(以下、「農業省」)は、より実践的な商業的農業に関する普及サービスを提供するため、JICAが2014年より開始した「市場志向型農業(以下、「SHEPアプローチ」)」の課題別研修(2014年開始)に研修員として職員を派遣し、その後研修員が作成したアクションプランに基づくパイロット事業を実施した。その結果、同省職員の指導力の向上、小規模園芸農家グループによる生産物の協同販売の開始、交渉能力の向上、生産物の品質改善など、生計向上につながる成果がみられた。

上記の背景から、マラウイ国(以下、マラウイ)政府は今後同省職員のSHEPアプローチに関する普及サービスを改善していくための能力強化を図るべく、我が国に支援を要請した。これを受けてJICAは、「SHEPアプローチ」に基づきマラウイの現状に適した市場志向型農業アプローチの構築・実践を通じて、小規模園芸農家の生産性・マーケティング能力の強化を図る事を目的とした「市場志向型小

規模園芸農業推進プロジェクト（以下、MA-SHEP）」を2017年4月から2022年4月まで5年間の予定で実施しており、現在、専門家4名を派遣中である。

- プロジェクト実施期間：2017年4月9日～2022年4月8日（5年間）
- 相手国側実施機関：農業省普及局(DAES)
- 対象地域：全国（毎年度2つの地方農政局（ADD）から約6県を選択し、第1~4バッチで計24県を対象とする。

第1バッチ	カスング ADD、サリマ ADD（ムチンジ県、カスング県、コタコタ県、ンチシ県、ドーワ県、サリマ県）
第2バッチ	カロンガ ADD、ムズズ ADD（チティパ県、カロンガ県、ルンピ県、ムジンバ県、カタベイ県）
第3バッチ	ブランタイヤ ADD、シレバレー ADD（ムワンザ県、チクワワ県、ンサンジェ県、チョロ県、ムランジェ県、パロンベ県、ネノ県）
第4バッチ	リロングウェ ADD、マチンガ ADD（リロングウェ県、デッサ県、マンゴチ県、ンチェウ県、バラカ県、マチンガ県、ゾンバ県） * プロポーザル方式により対象県選定予定

- プロジェクト目標：プロジェクト対象小規模農家グループメンバーの所得が向上する。
- 期待される成果：
 - ① MA-SHEP パッケージの実施体制が構築される
 - ② MA-SHEP パッケージが確立される
 - ③ MA-SHEP パッケージが継続的に対象農家グループに実践される

（2）ジェンダー主流化業務の背景

マラウイにおいて農業セクターは国内総生産（GDP）の約28%、外貨収入の約80%を占める基幹産業として位置づけられている。また、総労働人口の約64.1%が農業に従事しており、同セクターの成長がマラウイの社会・経済の発展を支える原動力として考えられている。マラウイでは農業に従事する労働者の70%を女性が占めている。しかしながら、女性は土地や融資などのアクセスや、技術改善

や農業普及などの機会に恵まれないことが多くMA-SHEPの詳細計画策定調査においても、農村部におけるジェンダー課題が確認された。

また、農業分野における投資枠組みである「国家農業投資計画（National Agriculture Investment Plan: NAIP）」は、4つのプログラム（A. 結果のための政策・制度・調整、B. 弾力性のある生計と農業システム、C. 成長のための生産と生産性、D. 市場・付加価値・輸送のための貿易と財務）と16の介入領域から構成されており、その中で「Gender and Youth」は、NAIPの全てのプログラム及び領域で主流化され、農村地域の女性と青少年の双方が直面している不平等や課題に取り組むための具体的な措置を講じるものとされている。農業省においても、政策を通してジェンダーを含む横断的課題への取り組みが行われている。

本プロジェクトにおいても、農家経営における男女共同参加を促進し、ジェンダー平等推進のための取り組み方を工夫していくことが求められており、ジェンダー分野専門家の定期的な派遣を行い、効果的なジェンダー主流化に向けた取り組みを実施している。これまでの派遣実績・業務内容は以下のとおり。

・2017年7月25日から8月12日（19日間）

マラウイにおけるジェンダー分野の基礎調査を実施した。同調査を通して、農業省）及び他援助機関によるジェンダー主流化の取り組みと、プロジェクト対象地域の農村部におけるジェンダー課題が整理された。更に、同調査の結果を受け、本プロジェクトにおけるジェンダー分野の今後の活動方針が策定された。

・2018年4月29日から5月19日（21日間）

2017/2018年度プロジェクト対象地域（第1バッチ）の普及職員に対するジェンダー啓発研修（ToT）を計画・実施した。同活動を通して、ジェンダー啓発研修（ToT）のプログラム及び研修教材が作成されると共に、ジェンダー主流化活動の計画・実施・モニタリング方法が提案/改訂された。

・2019年1月5日から20日（16日間）

ジェンダーと開発分野の短期専門家を派遣し、第1バッチ対象地域活動実施県の対象農家グループによるジェンダー関連活動及び普及職員によるモニタリング実施状況が調査・評価された。同活動を通して、ジェンダー主流化活動の計画・実施・モニタリング方法が改善/改訂された。

・2019年10月12日から27日（16日間）

ジェンダーと開発分野の短期専門家を派遣し、2018/2019年度プロジェクト対象地域（第2バッチ）におけるジェンダー啓発研修実施後のモニタリングの実施と2019/2020年度プロジェクト対象地域（第3バッチ）におけるジェンダー基礎調査を実施した。同活動を通して、ジェンダー啓発研修 ToT 教材が改訂された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、MA-SHEPにおけるジェンダー分野の活動方針に基づき、長期専門家及びカウンターパート（以下、C・P）と協力して、以下、MA-SHEPのジェンダー主流化に係る業務を支援することを目的として派遣される。

- ① 第4バッチ対象地域でのジェンダー基礎調査の準備・実施
2021年7月から介入予定の第4バッチを対象とした基礎調査を実施するにあたり、第3バッチを対象に実施したジェンダー基礎調査のチェックリストと調査結果が記載されている報告書を参考に準備・実施を行う。
- ② ジェンダー主流化活動のモニタリング及びフォローアップ
- ③ 第1、第2バッチのエンドラインサーベイ結果の分析、グッドプラクティスの収集及び調査フォーマットの改訂
エンドラインサーベイは現在実施中のため、データの収集が完了次第、本専門家にデータの共有を行う。
- ④ ジェンダー啓発研修（ToT）で利用する教材の質の向上・改訂

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2021年7月下旬）
 - ① 既存のJICA報告書、他ドナー報告書、マラウイ政府作成の関連報告書、学術論文等を参照し、マラウイ農村開発分野のジェンダー主流化の現状と課題を把握する。また、これまでMA-SHEPが実施してきたジェンダー啓発プログラムに関する活動の概要を把握・分析する。
 - ② JICA経済開発部及びマラウイ事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
 - ③ ワークプラン（和文・英文）を作成しJICA経済開発部による確認ののち提出する。併せて、マラウイ事務所にもデータを送付する。
- (2) 第1次現地業務期間（2021年8月上旬～9月下旬）
 - ① 現地業務開始時に、JICAマラウイ事務所、C・P機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
長期専門家及びC・Pと協力し、第4バッチ対象地域でのジェンダー基礎調査へ向けた準備・実施を行う。
 - ② 第1、第2、第3バッチのジェンダー分野における取組をモニタリングする。
 - ③ エンドラインサーベイフォーマットの確認・改訂を行う。

2021年5月に第1、第2バッチを対象としたエンドラインサーベイを実施するにあたり、MA-SHEPではEqual Partnershipにつながる対象農家の取り組みを収集するための調査フォーマットを作成した。本業務従事者は第1バッチ、第2バッチにおけるエンドラインサーベイのデータ収集の方法、データの質等を分析し、同調査フォーマットについての妥当性を確認するとともに、必要に応じ改訂を行う。

- ④ 第1、第2バッチのエンドラインサーベイの結果をまとめ、ジェンダー分野におけるグッドプラクティス情報を収集し、成果を取りまとめる。
 - ⑤ 2021年9月下旬から10月上旬にかけてMA-SHEPの終了時評価が予定されているところ、MA-SHEPにおけるジェンダー分野での取り組みの成果・課題・改善点を分析し纏める。
- (3) 第1次国内整理期間(2021年10月上旬)
第1次派遣の現地業務結果報告書(和文・英文)をJICA経済開発部に提出し、報告する。
- (4) 第2次国内準備期間(2021年11月上旬)
第2次派遣にかかるワークプラン(和文・英文)を作成し、経済開発部に提出する。併せて、マラウイ事務所にもデータを送付する。
- (5) 第2次現地派遣期間(2021年11月中旬～12月中旬)
- ① 現地業務開始時に、JICAマラウイ事務所、C・P機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② 第4バッチを対象に実施するジェンダー啓発研修(ToT)実施へ向けた準備を行う。
 - ③ ジェンダー啓発研修(ToT)実施の支援をする。
 - ④ ジェンダー啓発研修(ToT)内容及び教材について改善点を分析するとともに、必要に応じて研修教材の改訂を行う。
 - ⑤ ジェンダー啓発研修(ToT)研修に参加した普及員による対象農家へのジェンダー研修に同行しフォローアップする。
 - ⑥ ③で行った研修を踏まえ、普及員による対象農家への研修について、改善点を分析し必要に応じて普及員に改善案をフィードバックし、研修の質の維持・向上に務める。
 - ⑦ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書(英文)をC・P機関に提出し、報告する。

- ⑧ JICA マラウイ事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

- (6) 第2次国内整理期間（帰国後整理期間）（2022年1月中旬）
専門家業務完了報告書（和文）をJICA 経済開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務ワークプラン（全体及び各派遣時）
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。
業務の具体的内容（案）などを記載。
和文・英文各3部（JICA 経済開発部、JICA マラウイ事務所、C・P 機関へ各1部）
- (2) 現地業務結果報告書
各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。
英文3部（JICA 経済開発部、JICA マラウイ事務所、C・P 機関へ各1部）
和文2部（JICA 経済開発部、JICA マラウイ事務所へ各1部）
ただし、第2次現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。
- (3) 専門家業務完了報告書（和文2部）
2022年2月10日までに提出。
現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA 経済開発部及びマラウイ事務所に提出し、報告する。
C・P と協働して改訂したジェンダーToT 研修教材については各次報告書に参考資料として提出し報告する。体裁は簡易製本とする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、

日本⇒ドーハ/ドバイ/シンガポール⇒ヨハネスブルグ⇒リロングエ⇒ヨハネスブルグ⇒ドーハ/ドバイ/シンガポール⇒日本を標準とします。

ただし、日本⇒アジスアベバ⇒ブランタイヤ⇒リロングエ⇒ブランタイヤ⇒アジスアベバ⇒日本も利用可能とします。

(2) コロナ対策に関連する経費

コロナ対策による安全対策関連経費（PCR 検査関連費用等）については見積には計上不要です。契約交渉にて確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は 2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

現在派遣中の専門家 4 名の担当業務は以下のとおり。

- チーフアドバイザー 1 名
- 業務調整／研修 1 名
- モニタリング／データ分析 1 名
- 園芸生産／普及 1 名

なお、本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 宿舎手配：第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームが必要に応じてアレンジするが、一部本専門家が自身でアレンジする。
- カ) 執務スペースの提供：農業省普及局内における執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五グループにおいて配布しますので、edga2@jica.go.jp に送信願います。尚、配布資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出もしくは失注後に速やかに破棄してください。受領とともに同意いただいたものとします。

- ア) MA-SHEP ジェンダー分野短期専門家／運営指導 調査報告書
- イ) MA-SHEP ジェンダー研修プログラム
- ウ) MA-SHEP ジェンダー研修教材
- エ) MA-SHEP 中間レビュー調査報告書

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

- イ) 提供依頼メール

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ③ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。
- ⑤ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

以上